

がいようばん
概要版

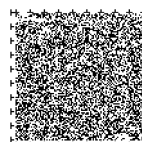
いわでしじんけんしさくきほんほうしん
岩出市人権施策基本方針

だいにじかいていばん
第二次改定版

すべての人の人権が尊重され、心安らかに、
すまいよい豊かな生活を市民が享受できる社会の実現

れいわねんがつ
令和3年3月

いわでし
岩出市



1

基本方針の趣旨

これまで、わが国では人権が尊重される社会の実現をめざして様々な取組が進められてきましたが、依然として多くの人権課題が残存しています。

近年、配偶者等からの暴力や子ども・高齢者・障害のある人等への虐待、職場におけるハラスメント、拉致被害者、インターネット上の人権侵害の問題、性的マイノリティの方の人権問題、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別など、人権課題はますます多様化、複雑化しており、今後も、様々な人権課題の解決に向け、人権教育及び人権啓発のより積極的な取組とともに、人権尊重の視点で施策の推進に努めることが求められています。

そのため、本市では、これまでの人権施策の取組の成果や令和元年度(2019年度)に実施した「人権に関する市民意識調査」の結果や、新たな課題への対応を含め、当初の理念を継承しつつ、基本方針(第二次改定版)として改定を行いました。この基本方針に基づき、一人ひとりの人権が尊重される明るい社会をめざして取り組んでいきます。

2

人権施策の基本理念

基本理念

すべての人の人権が尊重され、心安らかに、
住みよい豊かな生活を市民が享受できる社会の実現

基本理念の実現に向けた人権施策の目標は次のとおりです。

- (1) 人権尊重の理念に基づく民主的で活気のあるまちづくりをめざします。
- (2) 誰もが地域社会の一員として参画できる公正・平等なまちづくりをめざします。
- (3) 多様な文化や価値観、個性が尊重され、ともに豊かに暮らせるまちづくりをめざします。
- (4) 各種団体、行政等の連携や協働、役割分担を行い、自主性や主体性を尊重したまちづくりをめざします。

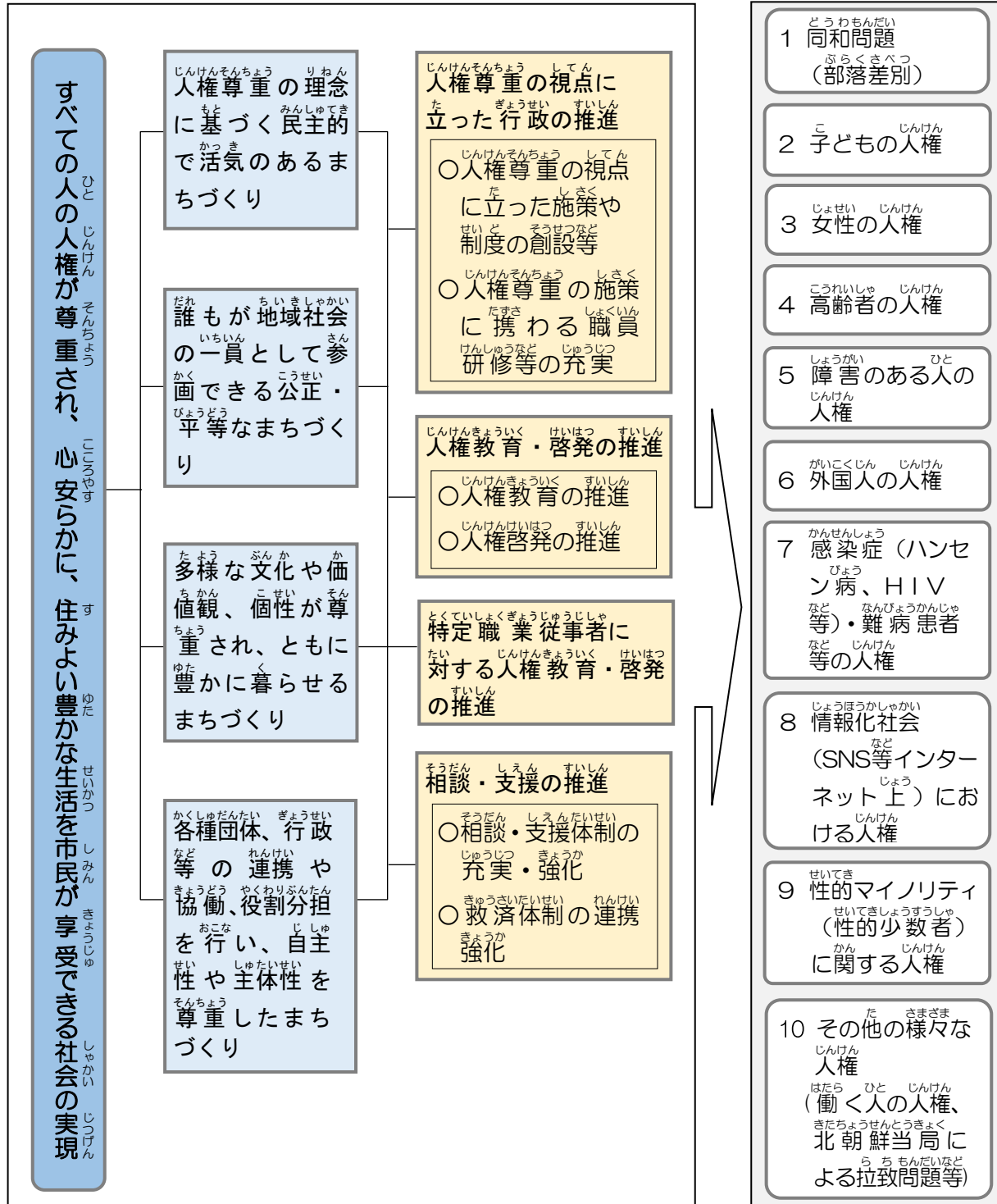


基本理念

基本目標

基本方針/取組の方向性

分野別施策の推進



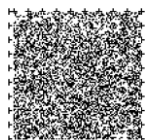
施策の
総合的
な推進

○人権施策の推進体制

- ・市における推進体制
- ・国・県・関係団体等との連携

○人権施策の推進管理

- ・情報の収集と提供
- ・施策の点検・評価と方針の見直し



4

人権施策の基本的な方向性

1 人権尊重の視点に立った行政の推進

本市のすべての業務は人権にかかわりがあり、市職員一人ひとりが人権感覚を磨き、あらゆる職場、様々な場面で人権尊重の視点に立って職務を遂行していきます。

- (1) 人権尊重の視点に立った施策や制度の創設等
- (2) 人権尊重の施策に携わる職員研修等の充実

2 人権教育・啓発の推進

市民一人ひとりが、様々な人権課題について理解を深め、その解決を自らの問題として認識するとともに、差別を見抜き、差別をなくす実践力が高められるよう、家庭、学校、地域社会、職場などのあらゆる場を通じて、人権教育・啓発を推進します。

(1) 人権教育の推進

学校教育、幼稚園・保育所(園)・認定こども園、家庭、地域、職場、それぞれの場に応じた人権教育・啓発を推進します。

(2) 人権啓発の推進

- ・相談・支援窓口に関する情報提供の充実
- ・人権に関するわかりやすい啓発の実施
- ・企業における人権啓発活動の働きかけ

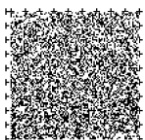


3 特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進

市職員、教職員等、保健・医療・福祉・介護関係者など人権にかかわりの深い職業に従事する者(特定職業従事者)に対しては、一人ひとりが、人権課題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識を高めるとともに、あらゆる差別をなくしていこうとする態度と実践力を高めるための人権教育・啓発を充実します。

4 相談・支援の推進

各分野における相談・支援機能の充実を図るとともに、国、県、人権擁護委員など関係機関の相談・支援体制との連携を強化し、総合的かつ効果的な相談・支援を推進します。



- (1) 相談・支援体制の充実・強化
- (2) 救済体制の連携強化

1

 どうわもんだい ぶらくさべつ
 同和問題（部落差別）

同和問題の早期解決を図るための特別対策は、大きな成果を上げ、概ねその目的が達成されました。しかし、同和問題に関する人権侵害が今なお発生しており、「部落差別解消法」が施行されました。

このような状況から今後も同和問題については、これまでに積み上げてきた同和教育及び啓発の成果を踏まえ、同和問題を人権問題の重要な柱に据えながら、一般施策の中で学校や家庭、地域、関係機関との連携を密にし、様々な課題解決に向けて取り組んでいきます。

 とりくみないよう
 取組内容

- 家庭・学校・地域等における教育・啓発の推進
- 企業等における教育・啓発の推進
- 差別事象への対応と差別による被害者の救済



2

 こ じんけん
 子どもの人権

子どもをめぐる様々な問題に対しては、人権の視点で考えることが大切です。子ども自身を含め、家庭、学校、地域においてそれぞれが子どもたち一人ひとりの人権を尊重し、健全に育てていくことを基本として、子どもの人権施策を進めていきます。

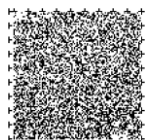
 とりくみないよう
 取組内容

- 家庭・学校・地域等のつながりの中で子どもの人権意識を育てる環境づくり
- 児童虐待防止対策の強化
- いじめや不登校をなくす取組の充実
- 地域での子育て支援の充実
- 社会生活を円滑に営むことが困難な子ども・若者等への支援
- 子どもの健全な成長を促す環境づくりと子どもの人権についての教育・啓発

3

 じょせい じんけん
 女性の人権

性別に関わりなく、男女が互いに個人として尊重し合うとともに、お互いが自立し、あらゆる分野で対等のパートナーシップを発揮できる「みんなが共に活きるまち」の実現をめざし取り組みます。



とくみないよう 取組内容

- 男女共同参画社会実現のための教育・啓発の推進
- あらゆる暴力から女性の人権を守る環境づくり
- 男女がともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や多様な働き方を実現できる環境づくり
- 男女が互いの性を尊重する意識の醸成と健康づくり
- 政策・方針決定過程での男女共同参画の促進

4

こうれいしゃ じんけん 高齢者の人権

本市でも今後本格的な超高齢社会を迎えるにあたって、多くの高齢者が自立して、安全で快適な生活を営むことができるように支援します。介護予防や生きがい活動に高齢者自らが取り組み、見守りや支え合いなど地域全体で高齢者を支える仕組みをつくるとともに、地域包括ケアシステムの構築を推進し、高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるまちづくりの実現に取り組めます。

とくみないよう 取組内容

- 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の充実
- 高齢者の虐待防止及び高齢者の権利擁護の推進
- 高齢者の人権を尊重したサービスの充実
- 高齢者やその家族等のための支援の充実
- 高齢者が生活しやすい福祉のまちづくりの推進
- 社会参加と生きがい対策



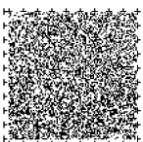
5

しょうがい ひと じんけん 障害のある人の人権

ノーマライゼーションの理念のもと、障害の種別、程度を問わず、居住する場所の選択も含めて、自立と社会参加の実現を図ります。さらに、「岩出市障害者計画」等と連携を図りながら、必要とする障害福祉サービスやその他の支援等、障害のある人の人権に関する施策を推進します。

とくみないよう 取組内容

- 障害に対する市民の理解と参加の促進
- 相互理解を深める学校教育の推進
- 地域生活移行を促進するための支援体制の充実
- 就労支援
- 障害のある人の虐待防止及び権利擁護の推進
- 障害のある人の社会参加を促進する環境づくり



6

外国人の人権

日常生活や就労の場において、文化の違いを尊重するとともに、日本人と同様に外国人も平等に扱われなければなりません。さらにその能力が十分に発揮されるなど、外国人が差別や偏見を受けることなく、地域社会の一員としていきいきと安心して生活できる社会づくりを進めていきます。

取組内容

- 国際理解教育及び交流活動の充実
- 外国人に対する情報提供や相談事業等の充実

7

感染症（ハンセン病、HIV等）・難病患者等の人権

HIVやハンセン病などの感染症に関する正しい知識の普及・啓発を強化し、これら病気に対する偏見や差別を解消するとともに、病気に対する適切な治療を促すための医療に関する情報提供、患者や家族への支援体制の充実をめざします。

取組内容

- 正しい知識の普及・啓発と理解の促進
- 適切な医療に関する情報提供
- 相談・支援体制の充実

8

情報化社会（SNS等インターネット上）における人権

インターネットの利用に際して、利用者一人ひとりが互いの人権を尊重することの理解を深めるとともに、情報の収集・管理・発信において遵守すべき情報モラルや情報リテラシーを身につける教育・啓発を推進します。

取組内容

- 情報モラルの向上に向けた取組の推進
- 情報リテラシーの育成

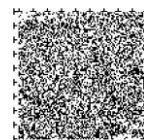
9

性的マイノリティ（性的少数者）に関する人権

性同一性障害のある人や、同性愛者、両性愛者等に対する社会の理解は未だ十分とはいえません。性的指向に関わらず誰もが受容され共生できる社会になるよう、性の多様性について市民の理解を深めるための教育・啓発を推進することが必要です。

取組内容

- 性的マイノリティに対する正しい知識の普及・啓発と理解の促進
- 性的指向・性自認で悩みや不安を抱える当事者への相談体制の充実



その他の様々な人権問題については、対象となる人々の人権に配慮し、正しい知識の普及や市民の理解を促すための教育・啓発及び相談や支援策を推進し、地域社会の一員として支え共生していける社会づくりに取り組んでいきます。

- 犯罪被害者やその家族の人権
- 刑を終えて出所した人の人権
- ホームレスの人権
- その他の人権課題
 - ・ 北朝鮮当局による拉致問題
 - ・ 生活困窮者の人権
 - ・ 労働者の人権
 - ・ 災害と人権、災害時における人権への配慮
 - ・ 個人のプライバシーの保護
 - ・ 自殺への対応
 - ・ 性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引の人権問題



6 施策の総合的な推進

1 人権施策の推進体制

市における推進体制については、それぞれ関係部局において、人権尊重の理念に立って施策を展開します。また、国・県・市町村等の関係機関との連携・協働を強化し、情報の共有化、啓発活動の共同開催など、啓発や研修、相談等の効果的な推進を図ります。さらに、地域の関係団体とも連携・協働を強化し、人権尊重の理念の普及・啓発及び人権施策の推進を図ります。

2 人権施策の推進管理

人権に関する施策についての情報収集を行い、適宜、施策に反映するよう努めます。また、様々なメディアを通して市民へ適切に情報を提供していきます。本方針で策定した人権施策については、「岩出市人権推進懇話会」により定期的に点検・評価を行い、方針の見直し等のフォローアップを行っています。

いわでしじんけんしきくきほんほうしん だいにじかにいていばん がいようばん
岩出市人権施策基本方針 第二次改訂版【概要版】

れいわ ねん がつ
令和3年3月

はっこう いわでし
発行：岩出市

〒649-6292

TEL：0736-62-2141（代表）

へんしゅう いわでしせいかつふくしふせいかつしえんか
編集：岩出市生活福祉部生活支援課
わかやまけんいわでしにしの ばんち
和歌山県岩出市西野209番地

